

# ネットワーク中立性を巡る規制の現状と課題 —米国における ネットワーク中立性規則撤廃に関する検討を中心に—

寺田麻佑<sup>13</sup> 板倉陽一郎<sup>23</sup>

インターネットに接続することが重要なインフラの一部となりつつある現在、ネットワーク中立性については世界中で検討が進められている。このようななか、ネットワーク中立性に関する規則については、2017年12月にアメリカの米連邦通信委員会(FCC)が撤廃を決定したことが注目される。本稿においては、ネット中立性を巡る世界の規制状況をみるとともに、アメリカにおけるネット中立性規則の撤廃に至るまでの経緯とともに、その後の動向をみることによって、ネット中立性を巡る規制の現状と課題について検討を行う。

## Current Situation and Issues of Regulation on Network Neutrality - Focusing on the Study on Elimination of Network Neutrality Regulations in the U.S. -

MAYU TERADA<sup>13</sup> YOICHIRO ITAKURA<sup>23</sup>

As connecting to the Internet is becoming a part of an important infrastructure, network neutrality is being studied all over the world. Under such circumstances, it is noteworthy that the U.S. Federal Communications Commission (FCC) in the United States decided to abolish the rules on network neutrality in December 2017. In this paper, regulatory situation of the world over net neutrality will be looked at and considered, as well as the circumstances surrounding the elimination of the Internet neutrality rule in the United States. Then, the current situation and issues of network neutrality regulation is discussed and considered.

### 1. はじめに—ネットワーク中立性の検討の必要性—

今や、インターネット接続は重要な生活インフラの一部となりつつある。もっとも、インターネットに接続できたとしても、結局問題となるのは回線速度や、データ容量である。若者の「ギガが減る」という言葉に象徴されている。Youtube を代表とする動画閲覧サイト等の普及によるインターネット上の通信量の急増にともない、ネットワーク事業者からは、ネットワークに負担をかけるビジネスを提供している事業者に対する負担の提供を求めることが認められるべきであるといった議論がなされはじめようになった[1]。しかし、ネットワークのインフラストラクチャーを提供する事業者は、ネットワーク上で提供されている内容について、干渉することができないのではないのか、ということが問題となる。インターネットへの接続は様々なサービスやモノにとって一特に IoT 機器などの登場も目覚ましいものがある—非常に重要となってきた現在、本来ならば自由にアクセスできる(た)はずのインターネット上のコンテンツに人々が平等にアクセスすることができる状況を維持することや、そういった状況をどのように

保っていくべきなのか、といったことが問題となっている。

インターネットの中立性とは、一般的には、「インターネット上を流通するさまざまなトラフィックの『公平な』取り扱いの保証」といった意味で考えられている[2]。また、ネットワーク中立性の提唱者の Tim Wu 教授によれば、ネットワークの中立性(ネット中立性ともいう)は、ネットワークの提供者(アクセスの提供者やネットワーク事業者)が、すべてのインターネットトラフィックを平等に取り扱うこととされている[3]。このネットワーク中立性について、現在、世界中で検討が進められている。

米国オバマ政権下においては、ネットワーク中立性に関し、ネットワーク中立性の維持を重要視してルール化し、ネット上のコンテンツをいわば公共財として平等に扱うことが必要とされていた。米国において、トランプ政権への政権交代[4]後、2017年12月に米連邦通信委員会(Federal Communications Commission : FCC)がネットワーク中立性に関する規制を撤廃を決定したことは注目に値する[5]。FCCの決定の背景には、民主党政権であったオバマ政権から共和党政権であるトランプ政権に変わったという政治的事情も背景にあるということが出来るが、法学的には、規制の変遷とその影響をみておくことが必要であろう。我が国に引き直して、ネットワーク中立性やそれにまつわる問題がどのように引き起こされ、どのようにすれば防止できるのか、を考えるのかという観点からも重要である。本稿においては、ネット中立性を巡る日本における検討状況や現状を確認した後、米国におけるネット中立性規則の撤廃

1 国際基督教大学教養学部准教授  
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

2 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

3 理化学研究所革新知能統合研究センター (AIP)  
RIKEN AIP

に至るまでの経緯及びその後の動向、関連する EU の規制をみることによって、ネット中立性を巡る規制の現状と課題に関する検討を行う。

## 2. 日本におけるネットワーク中立性に関する規制の検討

我が国においては、通信の秘密が厳格に憲法上も保護されているため（憲法 21 条 2 項後段）、電気通信事業者が中立性を保つことに関してそれほど問題となつてこなかったとも分析されている[6].

なお、我が国においては、総務省において 2005 年 10 月から開催された検討会においてネットワーク中立性に関する検討がなされたほか、その後 2006 年から 2007 年にもネットワーク中立性に関する懇談会が開催されて、帯域制御の運用基準に関するガイドラインが公表されたほか、2013 年においても、ネットワーク中立性に関する検討会が、それぞれ総務省において開催され、検討がなされてきた。

### 2.1 これまでの我が国のネットワーク中立性に関する検討について

まず、ネットワーク中立性に関係したことを検討した研究会としては、総務省総合通信基盤局において 2005 年 10 月から開催されていた「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」が存在している[7]. この懇談会は、本格的な IP 化時代を展望した競争政策の基本的考え方や、今後の接続・料金政策の在り方についての検討を行うものであった。そして、そのなかでネットワークの中立性の確保についても議論がなされていた。

そして、とくに、ネットワークの中立性については、以下のような結論が示された。利用者の視点から、①利用者が IP 網を自由に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること。②利用者が技術基準に適合した端末を、IP 網に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること。③利用者が通信レイヤー（物理網レイヤー・通信サービスレイヤー）及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること[8]、というものである。

つぎに、まさにネットワークの中立性そのものを検討する研究会として、「ネットワークの中立性に関する懇談会」（座長：林敏彦放送大学教授）[9]が、2006 年の 11 月から 2007 年 9 月にかけて総務省において設置・開催されていた[10].

同研究会の最終報告書[11]は、ネットワークの中立性の確保の検討で出てきたネットワークの中立性に関し、利用者の視点から消費者の視点に変えた定義を示している。

具体的には、①消費者が、ネットワーク（IP 網）を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーション・レイヤーに自由にアクセスすることが可能であること、②消費者が、技術基準に合致した端末をネットワーク（IP 網）に自由

に接続し、端末間の通信を自由に行うことが可能であること、③消費者が、通信レイヤーおよびプラットフォームレイヤーを適切な対価によって、公平に利用することが可能であること、といった 3 点であり、これらがネットワーク中立性に関する原則として打ち出された。

なお、それらの原則は結局、「ネットワークのコスト負担の公平性」と「ネットワーク利用の公平性」の 2 つの項目に整理されており、前者を確保する観点からは、「P2P によるトラフィック分散に関する技術的・社会的な実験の展開、帯域制御に関するガイドラインの策定」等が提言され、後者を確保する観点からは、NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの速やかな検討と、ドミナント規制の見直しに向けた具体的検討の着手等が提言された。

そのなかでも、とくに、ネットワークのコスト負担の公平性については、2007 年 8 月に、P2P ネットワーク実験協議会（会長：浅見徹東京大学大学院情報理工学系研究科教授、総務省はオブザーバーとして参加）が設立されている[12].

また、帯域制御に関するルール策定については、2007 年 9 月に、電気通信事業関連 4 団体（日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本ケーブルテレビ連盟）による検討が開始されることとなった。

さらに、これらを受け、2008 年の 5 月には、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」によって「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」が公表されている[13].

その後はしばらくネットワークの中立性に関する検討会は開かれていなかったが、ネットの中立性に関する検討に関するものとしては、2013 年 11 月から 2015 年 7 月まで、「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」（座長：相田仁 東京大学大学院工学系研究科教授）総務省において開催されたていた。

なお、この研究会は、利用者が適切な情報に基づいて、インターネット接続サービスの契約を行うことが可能な環境を整備することを目的として、実効速度（利用者が実際に利用できる通信速度）等のサービス品質計測等の在り方や必要な方策の検討をおこなっていた [14].

このように、日本においては、ネットの中立性に関する検討が、それなりに早い時期から様々な観点もふくめて進められていた、ということが出来る。

もっとも、急速にネット上の大容量コンテンツが増加し、トラフィックスピードも格段に速くなっている現在において、あらためて、ゼロ・レーティングの問題も含めて、ネットワーク中立性の問題を今後検討していくべきなのかという問題に、我が国も直面している。

### 2.2 我が国における今後の検討

上記のように、ネットワーク上のトラフィックが年々激

増している状況があるなど、ネットワークを巡る環境が大きく変化してきていることから、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等については、2018年10月17日から、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等について議論、検討するための「ネットワーク中立性に関する研究会」が総務省において開催されることとなっている [15].

そして、当該会議における検討のための問題点や具体的な検討項目についての提案募集が2018年10月現在、なされているところである[16]. 現在設定されている研究会の検討内容には、(1) 電気通信事業者、コンテンツプロバイダ、オンライン・プラットフォーム、利用者など、関係者間におけるネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方 (2) 新たなビジネスモデルに適用されるルールの明確化 (3) 利用者に対する情報提供 (透明性確保) の在り方、が含まれている。

### 3. 米国におけるネットワーク中立性に関するインターネット規制

以下においては、米国のネットワーク中立性規制に関する変遷をみることにする。

#### 3.1 規制撤廃までの状況

米国におけるネットワーク中立性規制については、特に、2004年ころから、FCCの委員長がネットワークの自由として、コンテンツへアクセスする自由、アプリケーションを動かす自由、デバイスを装着する自由、サービス・プランの情報を獲得する自由が提唱されていた。そして、その後、ネット中立性の4つの原則を示した政策声明である、Policy Statement FCC05-151の採択がなされていた。

その後、いくつかのネットワーク中立性に関するFCCを巡る判決において、裁判所がFCCの規制権限が問題となった。

具体的には、FCCが、ケーブル事業者であるコムキャストの政策声明違反について決定したところ、コムキャストがFCCの規制権限を争い、命令が無効であるとして争ったところ、裁判所が、FCCの規制権限を否定したものがあつた [17].

さらにこの判決ののち、FCCは、2010年にオープンインターネット規則 (Open Internet Order) を採択し、透明性、ブロッキングの禁止、不合理な差別化を行わない、といった中立性ルールを定めたが、ベライゾンがFCCに対して訴訟を起こした結果、ブロッキングと不合理な差別化を行わないというルールの部分については無効との判決が下されている [18].

そこで、この判決も受けたうえで、オープン・インターネットルールを見直すための新しい政策文書が発表された。

#### 3.2 2015年のオープン・インターネットに関するFCC規則

FCCは、2010年の規則が差し戻された状況のなかにあつても、オープンなインターネット環境を作ることが非常に重要であるとの認識を変更せず、2014年の5月15日に、オープンなインターネットを維持し、さらに推進していくためのパブリック・コメントを求める告示を採択している (Notice of Proposed Rulemaking)。

このパブリック・コメントを受けたうえで、FCCは新しいオープン・インターネット規則を採択し、2015年6月12日に施行した。

この規則は、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスを電気通信サービスと分類したうえで、ブロッキングの禁止、スロットリングの禁止、優良優先伝送の禁止、ISPが消費者や上位レイヤー事業者被害を与えないように一般的な基準を設けるよう、問題のある行いを解決する権限をFCCに付与することと同時に、ISPが適切なネットワーク管理を行うことも許容していた [19].

#### 3.3 ネット中立性規則の廃止

2017年の12月14日、FCCは、ネット中立性規則の廃止案を可決することを決めた。この決定に対しては、多くの反対の声明などが様々な団体などから出されており、規制が撤廃されることによる影響が問題視されている [20].

FCCは、インターネットの規制に関する重厚な報告書のなかで、規制が必要ないということ結論づけている [21].

現在のところ、米国におけるネット中立性規制の撤廃が、米国におけるネット利用者にとって、極端に利用料金が高くなるといった形での影響を与えていることはない。

しかし、FCCによる規則の撤廃は、ネットワーク中立性を維持する必要がないという姿勢の表れにもなるため、今後の注視が必要である。

### 4. EUにおけるネットワーク中立性の規制の動向 [22]

以下においては、比較のためにEUにおけるネットワーク中立性規制についてもみることにする。

EUは、欧州デジタル単一市場戦略 [23] の一環をなすものとして [24]、2015年の11月に、ネットの中立性に関する新しい規則を発表している [25].

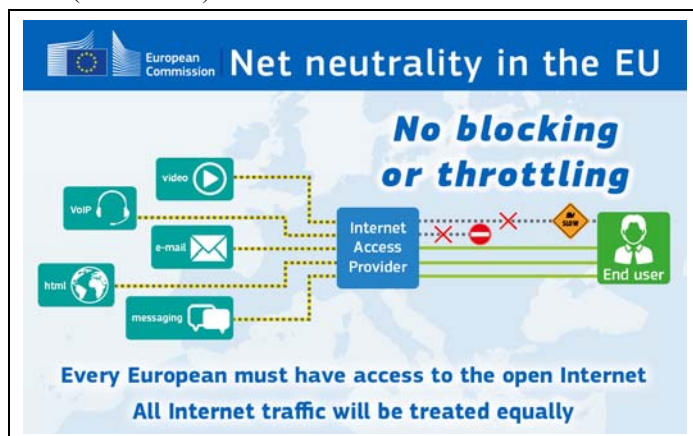
ネットの中立性に関する新規則は、ネットの中立性の原則をEU規則に盛り込んだものであり、EU全体のインターネットルールとなることが目指されているものである [26].

その内容は、ネット中立性を強く保護する方向で定まっている。具体的には、すべてのEU市民がオープンなインターネットへのアクセスを確保されなければならない、すべてのコンテンツやサービスプロバイダーは、高品質なオープンインターネットを通じ、サービスを提供可能とする必

要があるとされた。そして、この新規規則の発効後は、インターネットの遮断や抑制が、EUにおいては違法となり、たとえば、利用者は、お気に入りのアプリを自由に使用することができるようになる。たとえば、携帯電話会社がSkype、TwitterやFacetimeなどの特定のアプリケーションを排除（ブロック）することなどや、特定のサービスにアクセスする際に追加料金を発生させたりすることは許されなくなるとされた。

また、すべてのトラフィックが同等に扱われることも規則の内容となっている。このことは、たとえば、インターネットアクセスサービスでトラフィックの優先順位付けを行うことはできない、ということことを意味しているものである。

このネット中立性に関するルールは、インターネットアクセスプロバイダー（ISP）が、利用可能なコンテンツとサービスを定めることができないことを意味するものである(下記図参照)。



<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/new-rules-roaming-charges-and-open-internet> より抜粋。

また、関連する条文のなかで一番重要な、オープンなインターネットアクセスの保護を定めているのは以下の3条である。

**第3条 [全訳] オープンなインターネットアクセスの保護[27]**

1. エンドユーザーは、インターネットアクセスサービスを介して、エンドユーザーまたは提供者の位置、もしくは情報、コンテンツ、アプリケーションまたはサービスの発信地、着信地、所在地に関係なく、情報およびコンテンツにアクセスし、またそれらを配信し、アプリケーションおよびサービスを利用および提供する権利を持たなければならない。本項はコンテンツ・アプリケーションあるいはサービスの合法性に関する欧州連合の法律またはEU法を遵守する国内法に反するものではない。
2. 商業的及び技術的条件、または料金、データ量又は速度、インターネットアクセスサービスの提供者によって

なされる何らかの商業的慣行といったインターネットアクセスサービスの特性に関するインターネットアクセスサービスの提供者とエンドユーザーの間の協定は、第1項に定めるエンドユーザーの権利の行使を制限しないものとする。

3. インターネットアクセスサービスの提供者は、送信者および発信者にかかわらず、アクセスまたは配信されるコンテンツにかかわらず、利用されまたは提供されるアプリケーションまたはサービス、または利用される端末装置にかかわらず、差別、制限もしくは干渉なしに、すべてのトラフィックを同等に扱うものとする。

この第一サブパラグラフは、インターネット・アクセスサービスの提供者が行う、妥当なトラフィック管理措置の実施を妨げない。かかる措置は、妥当であるとみなされるために、透明かつ非差別的かつ比例的であることが必要であり、また、商業的な考慮ではなく、特定のトラフィック分野における客観的に異なった技術的なサービス品質要件に基づくものとする。そのような措置は、特定のコンテンツをモニターするものではなく、また、必要以上に長く継続されてはならない。

インターネットアクセスサービスの提供者は、第2サブパラグラフに定める事項を超えたトラフィック管理を行ってはならず、また、特に必要な場合、また以下のために必要な期間を除き、特定のコンテンツ・アプリケーションまたはサービスを遮断し、遅延させ、変更し、制限し、干渉し、品質を劣化させ、あるいはそれらの間での差別を行ってはならない。

(a) インターネットアクセスサービスの提供者が従うべきEUの法律に従うため、あるいは裁判所ないし関連する権限を付与された公的機関を含めたEU法に従った国内法のために実施されるEU法に従った措置に従う国内法を遵守するため。

(b) ネットワーク、および、そのネットワークによって提供されるサービス、エンドユーザーの端末との統合性とセキュリティを守るため。

(c) 同等のトラフィック分野が同様に扱われる場合においては、ネットワークの混雑の発生を回避するため、例外的または一時的なネットワークの混雑の影響を緩和するため。

4. いかなるトラフィックの管理措置も、第三項に述べる目的を達成するために、加工が必要であって、比例的である場合にのみ、個人データの加工を行うことができる。孫化工は、欧州議会及びEU理事会指令95/46/ECに基づいて実施される。トラフィックの管理措置はまた、欧州議会及びEU理事会指令2002/58/ECに基づくものとする。

5. インターネットアクセスサービスの提供者を含む公衆向けの電子通信の提供者、コンテンツ、アプリケーシ

ンやサービスの提供者は、最適化がコンテンツ・アプリケーションまたはサービスの特定の品質水準のために必要な場合、特定のコンテンツ、アプリケーションやサービス、またはそれらの組合せに最適化されたインターネットアクセスサービス以外のサービスを自由に提供できる。

インターネットアクセスサービスの提供者を含む公衆向け電子通信の提供者は、提供されたネットワーク容量に加えて、それらを十分に提供できる場合にのみ、それらサービスを提供し、または利用することができる。それらのサービスは、インターネットアクセスサービスの代替として利用されたり、あるいは提供されたりしてはならず、また、エンドユーザーに対するインターネットアクセスサービスの利用可能性や一般的な品質を損なうものではないものとする。

このように、EUのネット中立性に関する規則は、上記3条により、混雑解消などのための一時的なトラフィック管理を含め、一般的なトラフィック管理を認めており、特定コンテンツやアプリケーション、サービスへのアクセスの遮断やトラフィックを遅延させる行為(ブロッキングやスロー・ダウン)を禁止している。

なお、同規則第4条は、オープンインターネットアクセスを確保するための透明性対策を定めている。

ただし、コンテンツ・アプリケーションやサービスの最適化として、ネットワーク容量に余裕がある範囲において、速度や品質の「最適化」が必要な、特定のコンテンツ・アプリケーション・サービスの提供が認められているほか、特定のコンテンツ等へのアクセスやトラフィックについて、事業者やユーザー間の商業的な慣行や協定が結ばれることも、認められている。

## 5. ゼロ・レーティングの問題

ネットワーク中立性と関係する問題として、現在、ゼロ・レーティングといったサービスの提供がはじまっていることがあげられる。このゼロ・レーティングとは、特定のコンテンツやアプリケーション（例えば、Facebook や Twitter の利用分については課金をしないとといった形における）の利用に対して、使用するデータ量に応じた料金を発生させない、データの使用量から除外するサービスのことをいう。

たとえば、2016年9月5日からMVNO(Mobile Virtual Network Enabler)事業を開始したLINE モバイルは、LINE や Twitter, Facebook などにおいて発生するデータの通信料については非課金とする、ゼロレーティングを打ち出している[28]。

このようなゼロ・レーティングサービスは、情報の多様性や多元性に影響を与えるサービスとなるかもしれないことが指摘されており、ネットワーク中立性との関係も問題となる。具体的には、トラフィックを差別的に取り扱うこ

とによる、本来はネットワークの中立性によって守られるはずの言論の自由の原則の侵奪が発生し、民主的な参加を損なう可能性がある」と指摘されている[29]。さらに、トラフィックの差別的な取扱いは、エンドユーザーのコンテンツの選択を妨げることも指摘されている[30]。

## 6. 今後の検討課題について

ネットワークの中立性については、我が国においてもこれから検討が新たに始められようとしているなか、特にアメリカにおける規制撤廃の今後の状況をこれからも注視していく必要がある。もっとも、たとえばEUのようにネットワーク中立性を強く推進していく立場をとったとしても、トラフィックの調整をはかることはEUにおいても事業者に対して認められている状況のなかで、どのような規制が適切なのかといった問題は、我が国にも共通する課題となると考えられる。

ネットワーク中立性の問題を考えるにあたっては、これまで検討されてきた我が国の原則だけに拘泥する必要はないが、ゼロ・レーティングとの関係も含めて、インターネットへのアクセスを維持することが、言論の自由にもかかわる重要な問題であることを常に意識して検討を進めていく必要がある。

## 参考文献

- [1] 小向太郎『情報法入門 デジタル・ネットワークの法律（第4版）』（NTT出版、2018年）80頁。
- [2] 実積寿也「ネットワーク中立性問題について」ニュースレター日本ネットワークインフォメーションセンターNo.63/2016年7月 <https://www.nic.ad.jp/ja/newsletter/No63/0800.html>
- [3] Tim Wu, “Network Neutrality, Broadband Discrimination”, *Journal of Telecommunications and High Technology Law*, Vol. 2, 2003, p. 141.
- [4] 2016年12月19日の選挙人団投票において、トランプ氏が第45代大統領に正式に選ばれた。2017年1月20日より、米国においてはドナルド・トランプ大統領（共和党）となっている。BBC News Japan 【「米政権交代」トランプ氏、正式に次期大統領に 選挙人団投票】2016年12月20日(<https://www.bbc.com/japanese/38375228>).
- [5] The New York Times, F.C.C. Repeals Net Neutrality Rules, <https://www.nytimes.com/2017/12/14/technology/net-neutrality-repeal-vote.html>.
- [6] 小向・前掲注(1) 81頁。
- [7] 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課「報道資料『I P化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会』の開催」  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/daijinkanbou/051021\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/daijinkanbou/051021_2.pdf)
- [8] I P化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会「I P化の進展に対応した競争ルールの在り方について- 新競争促進プログラム2010 - (案)」  
2006年9月  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/p\\_ka/pdf/060913\\_2\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/p_ka/pdf/060913_2_2.pdf)
- [9] 総務省テレコム競争政策ポータルサイト (7)ネットワークの中立性の在り方に関する検討  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/program\\_old07.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/program_old07.html)
- [10] 懇談会は、「我が国はブロードバンド先進国としての地歩を固めつつ、従来のレガシー網からI P網へとネットワーク構造が急速に移行するとともに、これに対応した新しいビジネスモデルが登場するなど市場環境も大きく変わりつつある。このように、ネットワーク構造 や市場構造が急速に変化する中、引き続き、ネット

ワークを公平に利用し、ネットワークに係るコスト負担が公平に行なわれることにより、ブロードバンド市場全体の健全な発展が実現することが期待されることである。そして、こうした公平性（ネットワークの中立性）を確保するため、どのような現状認識や分析の枠組みを持ち、これに基づいて必要となる施策展開を図っていくべきかについて検討することが求められている。」という問題意識に基づいてなされていた。「ネットワークの中立性に関する懇談会最終報告書」2007年9月20日2頁。

[11] 同上、ネットワークの中立性に関する懇談会「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書」2007年9月  
[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070920\\_6\\_bt.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070920_6_bt.pdf) (2016年12月最終閲覧)

[12] P2P映像配信モデルや共同コンテンツ配信センターモデルの在り方について具体的な検討が開始された。前掲、総務省テレコム競争政策ポータルサイト (7)ネットワークの中立性の在り方に関する検討  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/program\\_old07.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/program_old07.html)

(2016年12月最終閲覧)

[13] 帯域制御ガイドライン運用基準検討協議会の構成団体は、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)、一般社団法人電気通信事業者協会 (TECA)、一般社団法人テレコムサービス協会 (TELESA)、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (JCTA) (当時)であった。現在は、MVNO協議会も構成団体に入っている。オブザーバーは、総務省電気通信事業部データ通信課、消費者行政課と記されている。  
<https://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/>

[14] インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会 報告書」平成27年7月  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000371343.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000371343.pdf)

[15] 総務省平成30年10月5日  
「ネットワーク中立性に関する研究会」の開催及び提案募集の実施  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000142.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000142.html)

[16] 総務省平成30年10月5日  
「ネットワーク中立性に関する研究会」の開催及び提案募集の実施  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000142.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000142.html)

[17] Comcast Corporation v. FCC, No. 08-129 (D.C. Cir. September 4, 2008).

[18] Verizon v. FCC, Case No. 11-1355 (D.C. Cir. January 14, 2014).

[19] Report and Order on remand, Declaratory Ruling, and Order in the Matter of Protecting and Promoting the Open Internet.  
<https://www.fcc.gov/document/fcc-releases-open-internet-order>

[20] See,  
<https://www.lawyer-monthly.com/2017/03/deregulation-v-net-neutrality-whats-the-future-for-online-content-creators/>

[21] FCC17-166, Declaratory Ruling, Report and Order, and Order, adopted, December 14, 2017, Released, January 4, 2018.

[22] 参照、寺田麻佑「ネットワーク中立性規制の現状と課題について—EUにおける新規則と日本への示唆—」『Nextcom』29号 (2017年3月) 14-23頁。

[23] European Commission, A Digital Single Market Strategy for Europe, 6 May 2015, COM(2015) 192 final, at 20, Roadmap for completing the Digital Single Market. また、その内容につき、寺田麻佑「情報通信分野における規制手法と行政組織」、公法研究(有斐閣), 78号, 258-267頁, 2016年。

[24] European Commission - Press release, Commission welcomes agreement to end roaming charges and to guarantee an open Internet, Brussels, 30 June 2015.  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-15-5265\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5265_en.htm)

[25] Regulation (EU) 2015/2120 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 laying down measures concerning open internet access and amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services and Regulation (EU) No 531/2012 on roaming on public mobile communications networks within the Union, OJ L 310, 26.11.2015, p. 1-18.

[26]  
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/new-rules-roaming-c>

harges-and-open-internet  
[27] Regulation (EU) 2015/2120 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 laying down measures concerning open internet access and amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services and Regulation (EU) No 531/2012 on roaming on public mobile communications networks within the Union, OJ L 310, 26.11.2015, p. 1-18.

[28] 堀越功「LINEを支えるNTTコムが語る、ゼロレーティングの実態」テレコムインサイド2016年10月号。

[29] Carrillo, A J, *Having Your Cake and Eating it Too? Zero-Rating, Net Neutrality and International Law*, 19 Stan. Tech. L. Rev.(2016), [https://law.stanford.edu/wp-content/uploads/2017/11/19-3-1-carrillo-final\\_0.pdf](https://law.stanford.edu/wp-content/uploads/2017/11/19-3-1-carrillo-final_0.pdf)

[30] 林秀弥「『ゼロ・レーティング』とネットワーク中立性」情報通信政策研究1巻1号(2017年11月)23頁以下。